

新型コロナ
ウイルス

感染拡大防止 へのご協力をお願いします

感染力が強い**変異株**にも、基本的な感染予防策が有効です。

「**マスクの着用**」や「**手洗い**」、「**3密(密接・密集・密閉)回避**」などを徹底してください。

正しく使おう マスク!



- ① 鼻の形に合わせ すき間をふさぐ
- ② あご下まで伸ばし顔に **すき間なくフィット**させる

会話時は必ず着用!

ポイント

- ・鼻出しマスク× あごマスク×
- ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱
- ・品質の確かな、できれば不織布を

こまめにしよう

手洗い・手指消毒!



こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前
- ・公共交通機関の利用後 など



ポイント

指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう!

目指そう ゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



密接

マスクなし× 大声×



密集

大人数× 近距離×



密閉

換気が悪い× 狭い所×



◆新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

- ・接種費用は無料 ・接種は任意（強制ではありません）です
- ・新型コロナワクチンの接種をご希望される方は、お早めにご予約ください。

接種を受けるときの持ち物

次の3点を持って接種場所へお越しください(当日は、これら全ての書類がないと接種を受けられません)。

※お薬手帳があればお持ちください

- ▶ 接種券 ▶ 予診票 ▶ 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等)

【集団接種の予約】

9月1日現在

①WEB予約 (24時間対応)

熱海市コロナワクチン で検索



▲予約サイト

②電話予約 (予約専用ダイヤル)

フリーダイヤル：0120-567-288

電話：0557-81-1555(フリーダイヤルがつかない場合)

受付時間：平日 午前9時～午後5時30分

集団接種会場	実施曜日
国際医療福祉大学熱海病院	月曜日から金曜日
熱海所記念病院 ※12～15歳は月・火・水・金曜 午後のみ	月曜日から土曜日
熱海市役所(いきいきプラザ)	日曜日

※今後変更の可能性もありますので、実施時間などの詳細は予約時にご確認ください。

【個別接種(かかりつけ医)の予約】

予約および接種に関する詳細は、各医療機関へお問い合わせください。(予：予約専用電話番号)
なお、個別接種の予約は9月中で終了となります。WEBや予約専用ダイヤルではご予約できません。

個別接種医療機関	電話番号	個別接種医療機関	電話番号
熱海ちとせ病院	080-3490-6611 予	魚住内科医院	0557-68-5201
相磯クリニック	0557-68-4836	内田耳鼻咽喉科	090-4112-3313 予
熱海ゆずクリニック	070-3837-8338 予	河西クリニック	0557-86-1080
熱海よしやまクリニック	0557-85-7300	さくら醫院	0557-52-3021

個別接種医療機関	電話番号	個別接種医療機関	電話番号
鈴木医院	0557-81-2632	梅園ヘルスケアクリニック	0557-84-0471
すやま眼科	0557-86-0333	服部医院	080-6955-4446 予
多田医院	0557-81-2720	三田村医院	0557-68-2396
どばし泌尿器科クリニック	0557-83-1084	渡辺耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	0557-81-6396

◆新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け支援制度(国、県の制度)のご案内

月次支援金【国の制度】

給付対象者：緊急事態措置等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等

申請受付期間：対象月の翌月から2か月間

※要件等の詳細は「月次支援金ホームページ」をご覧ください。<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

問い合わせ先：月次支援金相談窓口

電話：0120-211-240または03-6629-0479

受付時間：8:30～19:00(土日・祝日含む全日)

中小企業等応援金【静岡県の制度】

給付対象者：緊急事態措置等の影響により、売上が減少している静岡県内に本店または主たる事務所のある中小法人・個人事業者(一般枠・酒類事業者枠)

※一般枠、酒類事業者枠のそれぞれで対象要件があります。
※詳細は「静岡県ホームページ(中小企業等応援金について)」をご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-550/chushokigyotoouenkin.html>

問い合わせ先：静岡県中小企業等応援金コールセンター

電話：0120-880-380

受付時間：9:00～17:00(土日祝日も対応)

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 (飲食店等分、休業・営業時間短縮要請) 【静岡県の制度】

要請期間

(まん延防止等重点措置)

令和3年8月8日から8月19日までの12日間

(緊急事態措置)

令和3年8月20日から9月12日までの24日間

(期間が延長される場合もあります)

要請対象施設

飲食店、遊興施設、結婚式場

(食品衛生法第55条の許可を受けたもの)

支給対象者

要請に応じ、かつ下記に該当する事業者

- ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
- ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

※詳細は「静岡県ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)」をご覧ください
<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

問い合わせ先(令和3年10月12日まで)

静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター

電話：050-5211-6111

受付時間：9:00～17:00(土日祝日も対応)